

特集
2

社協による身元保証に準じた支援 － 高齢者あんしん生活支援事業 －



取材協力：社会福祉法人足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち

高齢者が入院や施設入所の際に求められる身元保証機能のニーズに応え、独自の事業を実施している足立区の社会福祉協議会（以下、あだち）を訪問し、お話を伺いました。

一 高齢者あんしん生活支援事業開始の経緯は？

あだち：権利擁護センターあだちでは、2000年の開設当初、判断能力が不十分な高齢者を対象にした福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業（以下、地権事業）^{*1}と成年後見制度利用支援事業が中心でした。その後社会が変化し、身寄りのない一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えるなかで、入院・入所時の身元保証機能や葬儀、家財・自宅の処分等、老後から死後に至るまでの包括的なニーズに対応できるしくみをめざし、2005年に独自事業として高齢者あんしん生活支援事業（以下、あんしん事業）を開始しました。

元気なうちから、自身の終末期までのニーズに備えていただけるよう取り組んでいます。

一 事業の概要を教えてください

あだち：次の4つのサービスを提供しています。利用対象者や費用は表のとおりです。

①月1回の電話、半年に1回訪問（体調や財産状況、医療情報等に変化がないか確認する）の**基本サービス**②入院・入所の説明時に同席、

入院セットを届ける、緊急連絡先に連絡する、自宅の電気・水道の休止手続きをするなど保証人に準じた支援を行う**あんしんサービス**③預貯金の払い戻し、郵便物の確認や事務手続きの代行などを行う**生活支援サービス**④通帳などの重要書類を預かる**書類等預かりサービス**です。契約の準備段階で公正証書遺言を作成し、死後は

表 利用対象者と費用

利用対象者	
<ul style="list-style-type: none"> ・足立区在住、契約内容を理解できる65歳以上の一人暮らしの高齢者 ・支援可能な親族がいない ・資産（居住用不動産を除き、未相続財産を含む）が3000万円以下 ・住民税非課税または課税総所得金額が160万円以下 ・不動産収入、負債がない 	
費用	
預託金（判断能力が低下した場合の入院・入所費用の支払いに備えた預かり金）	52万円 ※施設入所の場合、入所費用の3カ月分を加算
年会費	2,400円（4月～3月）
①基本サービス	無料
②あんしんサービス	1,000円（1回）
③生活支援サービス	1,000円（1時間） 1時間を超えると30分ごと に500円を加算
④書類等預かりサービス	1,000円（1カ月）

^{*1} 判断能力が不十分となり、日常的な金銭管理が一人では不安な人と利用契約を結び、福祉サービスの選択や契約、公共料金等の支払い手続きや預貯金の払い戻しなどの支援を行う。日常生活自立支援事業に同じ。
<http://adachi.syakyo.com/service/kenri/kenri-yougo/igyou/>

遺言執行者である弁護士や司法書士が死後事務を行います。

—手続きはどのように進められますか？

あだち：あんしん事業の利用について相談、申し込みを受けると、利用要件に該当するかどうかを確認したうえで契約の準備に入り、支援内容の計画である「あんしん計画」を作成します。入院セットの準備、預貯金、緊急連絡先、葬儀や埋葬等の希望など詳細に聞き取りを行い、終末期医療についても本人の意向を確認した「医療サービスに関する指示書」を準備します。遺言を作成するために必要な財産の遺贈先や自宅の処分などについて、また、付言事項として葬儀・埋葬に関しても確認していきます。遺言執行者と面談のうえ公証役場で公正証書遺言を作成した後、契約を結び預託金を振り込んでもらいます。

職員が何度も訪問しながら聞き取りを行い準備するので契約まで数カ月かかります。

—運営体制と取り組み状況について教えてください

ください

あだち：継続契約件数は2018年度初めで50件を超え、常勤職員7名が対応しています（地権事業も兼務）。利用者1名に対して職員2名が担当し、契約の準備段階で自宅を訪問して、緊急の場合に備え、保険証や貴重品などの保管場所、電気・水道などの契約者番号なども確認しておきます。緊急時に備え時間外は専用の携帯電話を職員が当番制で所持し、連絡が入った場合どの職員でも対応できるように、情報を共有できる体制をとっています。預託金は法人事務局の専用口座で管理しています。

—利用者は増えていますか？

あだち：事業開始後、毎年5～10件新規の契約が増えているので、解約*²件数を上回り、累計の継続契約件数が増えています。区民から直接問い合わせもありますが、やはり地域包括支援センターやケアマネジャーから紹介を受けたケースが多いようです。地域包括支援センターや高齢者施設にはこのサービスは周知されていますし、介護サービスを利用している高齢者が多いので、福祉関係機関の連携によりケアマネジャーからも情報が入ります。

半年に1回担当職員が訪問するため、利用者の判断能力の変化に気がついた際には、状況に応じて他の制度につなぎ、支援することができます。

—難しさを感じる時とは？

あだち：あんしん事業での支援を必要としている人にどこまでこの事業が届いているかということと、事業を続けていくための財政的な問題があります。

また、葬儀や埋葬、遺贈先はどうするのかなど、具体的に決めていかなければならないことが多いので、なんとなく「保証人が必要」という動機の人にとってはハードルが高いのですが、その方のペースに寄り添いながら進めています。

普段のサービスに加え、緊急時の対応、入院への同行なども限られた人数の職員で運営しており、対応できる業務量には限界があります。料金の面でも、誰もが利用しやすいように安く設定しているため、利益の出る事業ではありません。今後ニーズがますます増えることを考えると、組織として人員体制を検討していく必要があると考えています。

（取材・文：国民生活センター広報部）

*2 解約事由の例：死亡、区外転居、契約能力低下による他制度（地権事業、成年後見制度）への移行